

令和3年度

新型コロナウイルスワクチン (ファイザー社製ワクチンに限る) 実施医療機関以外で接種する場合

本資料は、大阪市健康局作成の「集合契約による新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種実施の手引き（令和3年6月作成）」の内容を補足するものであり、詳細については必ず厚生労働省の最新の医療機関向け手引きを参照してください。

令和3年6月作成
大阪市保健所感染症対策課

目次

- ・巡回接種
- ・事前準備
- ・ワクチンの移送
- ・シリンジに充填後のワクチン移送
- ・接種後の留意点
- ・参考資料
- ・事後処理
- ・高齢者施設の従事者の接種

巡回接種

接種会場への移動が困難な者に対して、実施医療機関が赴いて実施する以下のような場合の接種（いわゆる巡回接種）を行う際には、ワクチンの移送・管理に関して留意いただきたい点を説明する。

- ◆高齢者施設の入所者について、高齢者施設において接種をおこなう
- ◆在宅療養患者等について、在宅において接種を行う

事前準備

接種実施医療機関からの持参物品

①	保冷バッグ（バッグ、保冷剤、バイアルホルダーのセット） 容量：10L程度 外気温35℃で、12時間以上2～8℃を維持できるもの バイアルホルダーについては、直径16.25mm×高さ31mmのバイアルを固定できること
②	ワクチン本体
③	ワクチンの希釈に用いる生理食塩水
④	接種用注射針及び接種用シリンジ
⑤	希釈用注射針及び希釈用シリンジ
⑥	接種シール、添付文書、ラベル読み替え表
⑦	予診票（予備用として）
⑧	医療用マスク、手袋
⑨	体温計、救急キット、事務用品

ワクチンの移送①

原則、希釈前のバイアルで移送のこと

- ① 一度溶けたワクチンが再凍結しないように注意すること。
特に、**一度溶けたワクチンを0℃以下に保管しないこと。**
- ② ワクチンはワクチン保管庫から取り出したら速やかに保冷バッグに格納すること。凍結したワクチンが冷蔵移送中に融解することは差し支えないが、**再凍結は厳禁**である。
- ③ ワクチンをワクチン保管庫から取り出す際には、情報提供シートに記載されている保管期限を確認すること。
- ④ ワクチンを保冷バッグに格納したら、速やかに移送を行うこと。

ワクチンの移送②

原則、希釈前のバイアルで移送のこと

- ⑤ ワクチンの性質上、**振動を避け安定した状態で移送する必要がある**ことを踏まえ、移送にあたっては保冷バッグを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送にあたり自転車やバイクの利用は避けること。
- ⑥ 移送中は保冷バッグを開けないこと。
- ⑦ バイアルは、**必ずバイアルホルダーで固定すること**。移送中は、バイアルホルダーから飛び出さず直立して固定されている必要がある。
- ⑧ 一度保冷バッグから取り出したバイアルは、原則として保冷バッグに戻さないこと。**希釈後のワクチンは、シリンジに充填した状態で移送することになる。**

シリンジに充填後のワクチン移送

在宅患者等に対して在宅において接種を行う場合

◆ 1 件ずつ訪問診療を行う場合に限り、希釈したワクチンを 1 か所でシリンジに充填し、その後はシリンジに充填した状態で移送する。

※希釈後にバイアルで移送することはできません

【留意点】～患者宅を訪問する前に～

- ① ワクチンを生理食塩水で希釈し、シリンジに充填する。
- ② シリンジは添付文書の記載に従い、2 ～ 3 0 ℃で管理し、揺らさないよう慎重に取り扱う。
- ③ 直射日光及び紫外線が当たらないように留意する。
- ④ **希釈後 6 時間以内に使用すること。**

接種後の留意点

接種後の経過観察

- ◆ 家族や知人、利用しているサービス等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応をとることが考えられる。

【例えば】

- 医師が、被接種者の自宅で経過観察する
- 家族等が経過観察し、医師は被接種者の自宅から遠く離れない範囲で次の診療を行い、何かあれば医師に連絡して戻ってきてもらう。
- 自宅で受けるサービス（訪問介護・訪問看護）の提供時間に接種を行い、当該サービスを行う方が経過観察を行うとともに、医師は被接種者の自宅から遠く離れない範囲で次の診療を行い、何かあれば医師に連絡して戻ってきてもらう。

など

参考資料



新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症(COVID-19)が発症すると、熱や咳といったかぜによく似た症状がみられます。軽症の方、治癒する方も多いですが、症状が重くなると、呼吸困難や肺炎が重症化し、死亡にいたる場合もあります。

新型コロナワクチン(コミナティ; 以下、本ワクチン)の接種を受ける予定がある方、または、接種を受けられた方とご家族の方々に本ワクチンについて知っていただくために、このご案内を作成しました。お住まいの各自治体からのご案内とあわせてご確認ください。

本ワクチンは、特例承認(*)されたものです。また、新型コロナウイルス感染症の予防や副反応について得られている情報は限られています。本ワクチンの接種を受ける前に、接種担当の医師などから本ワクチンの説明を受けてください。

(*)特例承認とは
外国で本ワクチンが既に承認となる医薬品の学術に用いされていることを条件に、日本の法令および標準に重大な影響を及ぼすおそれのある副作用の発生などを防ぐための薬害の発生が認められる場合に、厚生労働省が、特例承認を認めることで、通常の承認の要件を満たさない場合でも承認が可能となる制度です。

本ワクチンは2回接種を受ける必要があります。

1回目の接種後、3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。

2回目の接種日については接種を受けた医療機関等の施設とご相談ください。(1回目の接種から3週間を過ぎた場合でも、2週間未満でも2回目の接種を受けてください)

※ファイザー社ホームページに経過観察等の資料掲載があります。

【参考】 ファイザー社HP

<https://www.pfizer-covid19-vaccine.jp/コミナティを接種される方とご家族へ.pdf>



事後処理

- ◆ 予診票は回収の上、接種実施医療機関において請求する。
請求に当たり、巡回接種分は接種実施会場での実施分とに分ける必要はなく、接種実績についても合わせて、V-SYSに登録すること。

※詳細は「集合契約による新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種実施の手引き（サテライト型接種施設用）令和3年6月作成」を参照して請求。

高齢者施設従事者の接種

特例として、高齢者施設に入所する高齢者と同時期に、当該施設内で接種を受ける当該施設の従事者については、大阪市が発行する接種券付き予診票を用いること。

今後、従事者が住民票をおく市町村から、当該従事者の接種券が送付されてきましたら、接種券付き予診票ではなく、当該市町村発行の接種券を用いること。

高齢者施設の従事者が用いる接種券付き予診票については、医療従事者等の接種券付き予診票と同様の請求処理等の取り扱いをおこなう。

最後に

巡回接種にかかる医療法上の必要手続きにつきまして、ご不明点は下記連絡先へお問い合わせください。

また、高齢者施設及び在宅療養患者等の在宅において接種を行った後には、使用した物品等について、常時の訪問診療及び巡回健診と同様に、感染性廃棄物は適切に処理いただきますようお願いいたします。

【医療法に関する問合せ先】

大阪市保健所 保健医療対策課（医療指導グループ）

TEL 0 6 - 6 6 4 7 - 0 6 7 9